

令和7年度における子育て支援サービスの充実について

1 概要

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって子育ての不安や負担が高まっている状況を踏まえ、全ての子供を健全に育成し、地域社会全体で子供を育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図る。

2 事業概要

(1) 協力家庭ショートステイ事業の開始

令和6年4月の児童福祉法改正により、子育て短期支援の拡充が求められている状況を踏まえ、現在の施設におけるショートステイ事業に加え、自宅で預かる協力家庭ショートステイ事業を開始する。

協力家庭登録要件

- 1 区内在住であること
- 2 25歳以上で、18歳以上の親族等と同居していること
- 3 適切な広さの住居を確保していること
- 4 次のいずれかに該当する者であること
 - ・看護師、保育士、教員など子供の養育に関する資格を有している
 - ・東京都の養育家庭、フレンドホーム認定者又は過去に登録された者
 - ・台東区ファミリー・サポートセンター提供会員登録者又は過去に登録された者
 - ・上記に準ずる者として認められる者
- 5 区が指定する研修を受講していること

(2) 子育て情報案内システムの導入

本区の子育て支援事業について、利用者が簡単な質問に回答することで、ご自身にあったサービス・手続きを案内するシステムをホームページ上に導入する。

案内手続は一時預かり事業、幼児教育・保育無償化の手続き、保育園入園案内・保育園在園中の手続き、放課後対策事業、子供に関する手当、助成に関する手続とする。

(3) 養育支援ヘルパーの充実

令和6年4月の児童福祉法改正により子育て世帯訪問支援事業が新設され事業者の役割が増加した他、対応時間の延長を要望する利用者の声を踏まえ、単価や事務管理費の増額、夜間時間枠の延長等を行う。

○時間単価 1時間あたり3,000円から4,000円に増額

○事務管理費 1回あたり400円から1事業者あたり1月20,000円に増額

○夜間時間枠 「17時から19時まで」を「17時から21時まで」に延長

(4) ベビーシッター利用支援事業の継続

実施期間を令和4年7月から令和7年3月までとしていた本事業について、事業実績を踏まえ、令和7年4月以降も継続する。

3 予算額

【歳入】 144,120千円

【歳出】 149,008千円

4 スケジュール

令和7年4月 養育支援ヘルパー夜間時間枠延長

子育て情報案内検討開始

ベビーシッター利用支援事業継続

8月 子育て情報案内開始

9月 協力家庭募集開始

10月～ 協力家庭研修受講／協力家庭ショートステイ事業開始